

海外経済要録

米州諸国

◇米国の公定歩合引上げ

連邦準備制度理事会は10月13日、フィラデルフィアを除く傘下11連銀が、公定歩合を8.0%から8.5%に引上げ、10月16日から実施することを承認した旨発表した(フィラデルフィア連銀も20日に追随)。

今回の公定歩合引上げは、7月以来4か月連続、また本年初来6回目(通算引上げ幅2.5%)の措置であり、この結果その水準は、オイル・ショック後のピーク(1974年4~12月8.0%)を上回る既往最高の水準となった。

今次措置の背景について同理事会は、「最近における短期市場金利上昇へのさや寄せをはかるとともに、物価の騰勢持続、最近におけるマネーサプライの増勢加速および最近の国際金融通貨情勢にかんがみとられたものである」とコメントしている。

◇米国、連邦準備制度の国債等直接買入れ権限を延長

カーター大統領は10月27日、連邦準備制度が50億ドルを保有限度として国債または政府保証債を米国政府との間で売買しうる権限を定めた連邦準備法第14条(3)ただし書の期限を明79年4月30日まで延長する法律に署名した。

◇米国、インフレ対策を発表

カーター大統領は10月24日、物価上昇率の基本目標を5.75%とし、これが実現のため賃金・価格に関する自主的ガイドライン(Voluntary Wage and Price Standards)の設定、財政赤字の一段圧縮等を行うという新しいインフレ対策を発表した。すでにカーター大統領は本年4月、連邦職員の給与引上げ抑制、民間企業の賃上げ自粛要請、財政赤字の増大抑制等を骨子とするインフレ対策を発表しており(5月号「要録」参照)、今次措置は「インフレ対策 Phase II」(ビジネス・ウィーク誌)と位置づけられている。今次措置の場合前回と同様一応法的強制力を伴う賃金・価格規制の導入を避け、あくまで労働者・企業の自主的な抑制努力に期待するとしているものの、賃金・価格ガイドラインを遵守しない企業に対しては行政上の制裁措置を講じる一方、ガイドラインを遵守した労働者に対し実質賃金を保証するため戻し税(tax rebate)措置の実施を企図するという「あめとむち(carrot and stick)」策が盛込まれている点が特徴となっている。

今次措置発表にあたりカーター大統領は、「インフレは米国にとって最も深刻な国内問題であり、インフレの進行によってこれまでに達成された経済的な成果が脅威にさらされている」と述べるとともに、「インフレ対策の成功は政府も含め全国民の努力にかかっている」として国民に協力を呼びかけている。今次措置の主な内容は次のとおり。

1. 政府側の施策

(1) 財政面の措置

イ. 連邦政府支出の対GDP比率を1980年度までに21%に引下げ(76年度22.5%)、同年度の財政赤字幅を300億ドル以内に抑える(財政赤字76年度660億ドル、79年度見通し400億ドル)。

ロ. 79会計年度にすでに予算化されている連邦職員数を2万人以上削減する。

ハ. インフレの抑制に確信が持てるようになるまではこれ以上の所得税減税に反対する。

(2) 政府規制の見直し作業促進

イ. 関係各省の代表からなる連邦規制審議会(Federal Regulatory Council)を設け、各種政府規制の統廃合を進める。

ロ. 特に明年は鉄道、トラック業界等に対する規制を緩和し、競争の促進を図るよう議会に働きかける。

2. 民間部門への要請…自主的賃金・価格ガイドラインの設定

(1) 賃金ガイドライン(注)(wage standard)

イ. 雇用者(政府機関以外)に対し今後賃金(フリンジ・ベネフィットを含む)の年間上昇率を7%以内に抑えるよう要請する。

ロ. 賃金協約が複数年にわたる場合、初年度の賃上げ幅は8%、協約期間全体で年平均7%を超えないものとする。

ハ. 時間当たり賃金が4ドル以下の労働者およびすでに締結済みの賃金協約は本ガイドライン適用対象外とする。

ニ. 大統領は、インフレ率が7%を超えた場合には賃金ガイドラインを遵守した労働者に対し所得税を割戻し(tax rebate)実質賃金を保証する計画(Program of Real Wage Insurance)を明年初議会に提出する。

(注) 連邦職員に対してはすでに本年4月発表のインフレ対策の中、79年度の給与引上げ幅は5.5%に抑える(上級職員については凍結)旨発表済み。

(2) 価格ガイドライン(price standard)

- イ. 各企業に対し明年の価格引上げ幅を76~77年の年平均引上げ率より0.9%ポイント下回るものに抑えよう要請する。
- ロ. 賃金上昇率が76~77年の年平均上昇率を0.5%以上下回る企業に対しては価格引上げ幅をさらに大きく圧縮するよう求める。
- ハ. 不可避のコスト上昇のため価格ガイドラインを遵守できない企業については、税引前利益率が過去3年間のうち良好な2年間の平均を上回らない旨証明することとする。
- ニ. 原材料、輸入品の価格および金利は本ガイドラインの適用対象外とする。

(3) 監視制度、ガイドライン履行促進措置等

- イ. 賃金・物価安定委員会(Council on Wage and Price Stability、委員長ブルメンソール財務長官)は上記ガイドラインの履行状況を監視(必要に応じ価格、収益、賃金水準等に関する情報を取得する権限を持つ)、ガイドラインを遵守していない企業等を公表する。
- ロ. 同委員会はまず年間売上高5億ドル超の主要企業の賃金・価格動向を監視するとともに主要な団体協約についても監視する。
- ハ. ガイドラインを超える賃上げや値上げが行われた場合、政府は当該産業に係る各種輸入制限措置の緩和を検討する。

- ニ. 政府諸機関は物資調達先をガイドライン遵守企業に限定することとし、特に明年1月以降5百万ドルを超える政府調達契約を受注する企業に対してはガイドライン遵守の証明義務を課すこととする。

なおカーター大統領は10月25日、大統領インフレ問題特別顧問に前CAB(民間航空委員会)委員長のアルフレッド・カーン(Alfred Kahn)氏を任命(前任のストラウス氏は同日付で退任)、上記インフレ対策実施の任に当らせる旨発表した。

◆米国、ドル防衛策を発表

カーター大統領は11月1日、「ドル相場の引続き低落は、米国の基本的な経済情勢に照らしてみれば明らかに不当なものである。今やインフレ対策の主要な一步(one major step)として最近のドル相場の過大な減価を是正することが必要となった」との声明を発表、これを受けてブルメンソール財務長官およびミラー連邦準備制度理事会議長は、同日共同声明の形で一連の為替市場対策および国内金融引締め強化策からなる概要以下のよう

なドル防衛策を明らかにした。

1. 為替市場対策

(1) 為替市場への協調的介入の強化

米国は西ドイツ、日本の政府・中央銀行およびイスラエル国民銀行と協力し、現在の状況を是正するのに必要な額をもって強力かつ協調的な方法で介入を行う。

(2) 介入所要資金の調達

米国は自らも協調的な市場介入に参加する目的で以下の方法により上記3か国の通貨で総額300億ドルの資金調達を行う。

イ. 米国のIMFリザーブ・トランシュの引出し……

30億ドル(西ドイツ・マルク、日本円で総額20億ドルを直ちに引出す。またその後近いうちにさらに10億ドルを引出すが、これに関してはGAB(一般借入取決め)の発動を考慮^(注1))

ロ. SDRの売却……20億ドル

ハ. 連邦準備制度のスワップ取決めわくの拡大^(注2)

	現行取決め額	新取決め額
対日本銀行	20	→ 50億ドル
対西ドイツ・ブンデスバンク	40	→ 60 "
対イスラエル銀行	14	→ 40 "

ニ. 外貨建債券の発行……100億ドル

(注1) 米国政府は11月6日、IMFリザーブ・トランシュから西ドイツ・マルク12.5億ドル相当額、日本円7.5億ドル相当額、合計20億ドル相当額の引出しを実行。またIMFも同日GABを発動して西ドイツ・マルク7.5億ドル相当額、日本円2.5億ドル相当額、合計10億ドル相当額を調達する旨決定した。

(注2) この結果、連邦準備制度の海外中央銀行等とのスワップ取決め額は総額29,760百万ドルとなった(下表参照)。なおこのほか米財務省とブンデスバンクとの間にスワップ取決めがなされている(金額不詳、2月号「要録」参照)。

米国連邦準備制度のスワップ取決め額

(単位・百万ドル)

	取決め額
オーストリア国民銀行	250
ベルギー国民銀行	1,000
カナダ銀行	2,000
デンマーク国民銀行	250
英蘭銀行	3,000
フランス銀行	2,000
ドイツ・ブンデスバンク	6,000
イタリア銀行	3,000
日本銀行	5,000
メキシコ銀行	360
オランダ銀行	500
ノルウェー銀行	250
スウェーデン銀行	300
イスラエル銀行	4,000
国際決済銀行	1,850
(うちイスラエル分)	(600)
総額	29,760

(3) 財務省保有金売却計画の拡大

本年12月から毎月の保有金売却量を少なくとも150

万オ nsに増加させる(金売却計画は本年5月から実施され、当初売却量は月30万オ nsであったが、この11月から月75万オ nsに拡大されたばかりである<9月号「要録」参照>)。

2. 金融引締めの強化

(1) 公定歩合の引上げ

連邦準備制度理事会は、ニューヨーク連銀が公定歩合を8.5%から9.5%へ1%ポイント引上げ、即日(11月1日)実施する旨を承認(ボストン連銀等10連銀は翌2日、アトランタ連銀は3日にそれぞれ同率引上げ実施)。

(2) 預金準備率引上げ

1口10万ドル以上の大口定期預金残高に対し、11月2日以降2%の追加準備率(supplementary reserve requirement)を課す(資金吸収効果30億ドル)。

◇カナダ、公定歩合を引上げ

カナダ銀行は10月13日(公定歩合9.5→10.25%<16日実施>)および11月5日(同10.25→10.75%<11月6日実施>)の2度にわたり、公定歩合の引上げを発表した。この結果カナダの公定歩合は本年初来6度通算で3.25%引上げられたこととなりその水準は既往最高となつた(これまでのピーク、76年3~11月9.5%)。

なお上記公定歩合の引上げ措置発表に際し同行バイ総裁はそれぞれ、「最近におけるカナダの国際収支状況およびカナダ・ドル相場軟化にかんがみ、米・加間の金利差を今一段拡大することが緊要であるとの判断から引上げに踏切った」(10月13日)、「過去数日間の米国金利の急騰に対応したもの」(11月5日)と説明している。

◇カナダ、米ドル建国債を発行

カナダ政府は10月18日、「外貨準備の補強を図る」(クレーチェン蔵相)ため米国市場においてカナダ政府債7.5億米ドルを発行(公募)した(米国でのカナダ政府の起債は3月に続き本年2回目。このほか4月には総額15億マルクの私募外債を発行済み)。今回発行分の内容は次のとおり。

期間	発行額	クーポン・レート (par発行)
5年もの	4億米ドル	9.0%
20 "	3.5億 "	9.25%

なおこれに先立ちカナダ大蔵省は10月12日、昨77年10月にカナダ国内銀行団との間で締結したスタンドバイ・クレジット取決め(総額25億米ドル)につき、期間を当初の7年から8年へと1年延長することで同銀行団との間

に合意が成立した旨発表している。

欧 洲 諸 国

◇ E C委員会、域内経済見通しを発表

E C委員会は10月19日、概要下記のような79年の域内経済見通し(注)および経済政策勧告を織込んだ年次報告を発表した。

(注) 本見通しは、11月中にも基本目標として採択される予定となっている。

(1) 79年の域内経済見通し

イ. 79年の域内各国の経済パフォーマンスは改善が見込まれ、E C域内全体の実質経済成長率は+3.5%(78年見通し+2.6%<9月改定ベース、当初目標4~4.5%>)に達しよう。

ロ. 失業率は5.6%と、78年見込みの5.7%からわずかながら低下しよう。

ハ. 消費者物価上昇率<年末比較>は、78年見込みの+6.9%程度から79年は横ばい、ないしは7%程度とわずかながら再び上昇することも予想される。

ニ. 経常収支は、ベルギー、オランダは小幅赤字に転ずるとみられるものの、フランス、英国、イタリア等の収支じり改善が寄与し、域内全体では78年の83億UC(約85億ドル)の黒字見込みから、79年には85億UC(約87億ドル)程度に若干黒字幅が拡大しよう。

E C域内経済見通し

	1979年 見通し (78/10)	1978年見通し			1977年 実績 (78/9)
		当初 目標 (77/10)	第一次 改定 (78/3)	第二次 改定 (78/9)	
実質成長率	3.5%	4~4.5%	2.8%	2.6%	2.3%
消費者物価上昇率 (年末月の前 年同月比)	7.0%	7~8%	6.9%	6.9%	9.1%
経常収支じり	85億UCの黒字	若干の赤字ないしほぼ均衡	77年の黒字幅を上回る黒字	83億UCの黒字	14億UCの黒字
失業率	5.6%	5.7% (6百) 人以下	5.6%	5.7%	5.5%

(2) 主要政策提言

上記見通し実現のためには、E C全加盟国による協調行動(concerted action)が継続されなければならず、また現在検討中の欧洲通貨制度(European Monetary System、略称 EMS)も重要な役割を担うことが期待

されよう。主要国別の政策提言は次のとおり。

- ① 西ドイツは、79年の新通貨制度の導入を考慮し、持続的かつ安定的な経済成長を図るべきであり、12月発表予定の79年のマネーサプライ増加率目標値の設定についてもこの点に配慮すべきである。
- ② フランスの最優先課題はインフレの抑制を図ることである。これによりEMSの発足とそのスムーズな運営に資することにもなろう。このためには財政赤字のファイナンスはマネーサプライを増加させない範囲にとどめられるべきである。また設備投資の回復を図るため、国有大企業の資金調達力を強化することも必要である。
- ③ 英国はインフレ率を10%以下に抑え、これを維持することが重要な政策課題であり、このためには、賃金上昇率を大幅に抑制すること、および78、79両年度におけるマネーサプライ(M_s)の年間上昇率を8~12%に抑えることが必要である。英国は、賃金上昇率をモダレートな範囲に抑え、かつ内需抑制および国際収支の改善を達成しないうちは、一層の拡張的財政政策を採用すべきではない。
- ④ イタリアはインフレ抑制にかなりの成果をあげつたあるが、まだ不十分であり、財政支出の抑制、公共企業体の経営改善努力、マネーサプライの管理を引き続き続ける必要がある。

◆ EC共同フロート参加国、介入点の変更を決定

1. EC共同フロート参加各国の蔵相および中央銀行総

裁は10月15日、ルクセシブルクで会合を開き、ドイツ・マルクをデンマーク・クローネおよびノルウェー・クローネに対して各4%、オランダ・ギルダー、ベルギー・フランに対して各2%それぞれ切上げ、16日以降実施する旨決定した。共同フロート内の通貨調整は本年2月10日(ノルウェー・クローネの切下げ、3月号「要録」参照)以来のものである。

各国中央銀行等発表による新介入点は別表のとおり。
2. 今回の共同フロート介入点調整について、市場筋では、79年初に予定されている歐州通貨制度(EMS)発足前に現行共同フロート参加国通貨間の調整が不可避との見方もある、ドイツ・マルク等強い通貨に対する投機的圧力が強まることに対処したものと受け止められているが、今次措置につき西ドイツ政府では、「今次調整は各国為替市場が落着きを取り戻すために必要な措置であった」(マットヘーファー蔵相)と説明している。

◇ ブンデス銀行、最低準備率の引上げを決定

1. ブンデス銀行は10月19日の中央銀行理事会において、国内債務および対外債務にかかる最低準備率を9%引上げ、11月1日以降実施する旨決定した(吸収資金量40億マルク強)。
2. 上記措置に関し、同行では、「本措置は為替市場における大量介入によって生じた金融機関の過剰流動性の一部を、景気回復に必要な資金の順便な供給を損わない範囲で吸収することをねらいとしたものである」と説明している。

通貨名	国名	西ドイツ	ベルギー	オランダ	デンマーク	ノルウェー
D.M. 100マルクにつき	上限		1,607.40	110.835	288.66	275.872
	基準		1,571.64	108.37	282.237	269.735
	下限		1,536.65	105.96	275.96	263.734
B.Fr. 100ベルギー・フランにつき	上限	6.508		7.052	18.3665	17.5531
	基準	6.36277		6.8953	17.9581	17.1626
	下限	6.221		6.742	17.5585	16.7808
D.Gl. 100オランダ・ギルダーにつき	上限	94.375	1,483.25		266.365	254.565
	基準	92.2767	1,450.26		260.439	248.902
	下限	90.225	1,418.00		254.645	243.365
D.Kr. 100デンマーク・クローネにつき	上限	36.235	569.50	39.27		97.7448
	基準	35.4313	556.852	38.3966		95.5703
	下限	34.645	544.45	37.5425		93.4441
N.Kr. 100ノルウェー・クローネにつき	上限	37.915	595.90	41.09	107.015	
	基準	37.0735	582.662	40.176	104.635	
	下限	36.250	569.70	39.2825	102.31	

なお、本措置発表後の記者会見において、エミンガー総裁は次のとおり補足説明した。

(1) ドイツ・マルク売介入総額は本年6月末以降現在までで135億マルクに達し、うち100億マルク強はスネーク維持のためのものである。ブンデスバンクは先週、今週と2度にわたり平衡請求権証券(注)を売却(期間1、2年もの、合計30億マルク)して流動性吸収を図った。

(注) 平衡請求権とは、1948年6月の通貨改革の結果生じた資産の損失を補償し、貸借バランスを調整するため、レンダーバンク(ブンデスバンクの前身)、郵便貯蓄銀行、市中金融機関等に認められた対政府債権で、一種の交付公債である。平衡請求権は1955年5月におけるレンダーバンクと大蔵省との取決めにより、大蔵省証券(Schatzwechsel)、または割引国庫債券(Unverzinsliche Schatzanweisungen)と交換できることとなつた。これを、平衡請求権証券(Mobilisierungspapiere)といふ。現在、こうした平衡請求権証券の利用はブンデスバンクの平衡請求権保有残高(約87億マルク)の範囲内まで認められているほか、経済安定成長促進法により、さらに別わくとして80億マルクまで請求できることとなっている。

(2) 政府預金の積上りが7~10月にかけて約70億マルクあり、これがいままで上記流動性増加を相殺するかたちとなっていたが、これはまったく一時的な現象であり、現に11~12月にかけて取崩される見通しである。金融機関の流動性は11月には60~70億マルク増加する見込みであったが、今回の準備率引上げはこうした資金余剰額とドイツ・マルク高騰の景気および物価に対するデフレーション効果の双方を勘案して決定した。

3. 本措置に対する金融・経済界の反応をみると、「外資流入に伴う過大な流動性を吸収するのは当然」(西ドイツ工商会議所)であり、「従来のブンデスバンクの物価安定政策に沿ったもので、なんら政策変更を意味するものではない」との受け止め方が大勢を占めている。なお、大蔵省筋は「国内の景気情勢、西ドイツを取り巻く国際情勢からみて、現在の安定的な金利水準を維持することが望ましく、今回の措置も金融市場の引継まりにつながらないことを期待する」旨コメントしている。

西ドイツの最低準備率

(11月1日以降適用、単位：%)

	国 内 債 務 (残 高 ベース)		非 居 住 者 債 務 (残 高 ベース)			
	当 座 性 債 務	定期 性 債 務	貯 蓄 預 金	当 座 性 債 務	定期 性 債 務	
1 億 マ ル ク 以 上	13.95	9.81	6.21			
1 千 万 マ ル ク 以 上	11.88	8.23	6.00	13.95	9.81	6.21
1 億 マ ル ク 未 滿						
1 千 万 マ ル ク 未 滿	8.77	6.21	5.78			

(注) 改訂後の準備率については、ブンデスバンクの発表文に基づき日本銀行調査局において試算。

◇西ドイツ、連邦鉄道債の発行を決定

西ドイツ連邦債シンシケート団小委員会は10月23日、6%もの連邦鉄道債の発行を決定した。その発行要領は以下のとおりであるが、前回発行時(6月14~16日、7月号「要録」参照)に比べ、期間が短縮されている(10→6年)ほか、最近の債券相場の堅調を映して応募者利回りも幾分引下げられている(6.14→6.1%)。

發 行 額	550百万マルク(注)
表 面 利 率	6%
期 間	6年
發 行 価 格	99.5%
応募者利回り	6.1%
売 出 し 期 間	10月26日~30日

(注) ただし、上記発行額中50百万マルクについては、ドイツ交通信用銀行が直接引き受け、さらに50百万マルクについてはブンデスバンクが市場価格操作のため留保することとなっている。

◇西ドイツ5大経済研究所、共同経済見通し等を発表

西ドイツの5大経済研究所は、10月23日、恒例(春、秋2回)の共同経済見通し等を発表した。今回の見通しでは、本年の実質GDP成長率について前回の見通し(5月号「要録」参照)を上方修正(2.5→3%)し、明年の成長率を4%前後と予測しているが、持続的な景気上昇を確保するためには、引き続き公共投資による下支えが必要であり、さらに節度ある賃上げが不可欠である旨提言を行っている。

今回見通しの主要点は以下のとおり。

(1) 西ドイツ経済の現状と見通し

- イ. 西ドイツの景気は、本年央以降内需の増加を背景に上昇過程に入っており、本年の実質成長率は3%程度と昨年(同2.6%)を幾分上回る見込みである。
- ロ. また今後を展望すると、内需の堅調に加え輸出も幾分増加テンポを強めるものとみられ、79年の実質GDP成長率は4%前後と本年見通しに比べ伸び率がやや高まろう。

需要項目別にみると、中期公共投資計画(52年4月号「要録」参照)に基づく公共投資の発注増を主因に本年央以降の景気回復のけん引となっている建設投資は、最近の建設資材価格の高騰や建設技術者の不足等懸念材料はあるものの、明年も5%程度の伸びが見込まれよう(実質GDPベース、「建物」77年+1.7%→78年+4.5%→79年+5.0%)。また、個人消費は明年初に予定されている所得税減税の影響等もあって引き続き景気下支え要因となるとみられる。年央に予定されている付加価値税率の引上げ(12→

13%)が増加テンポを幾分鈍化させる方向に影響することも予想されるが、79年中の個人消費の伸びは本年並みの実質 +3.5%程度の上昇率となろう。ただ、民間設備投資については増加テンポをやや高めるものの、依然回復力は弱く、79年中にそれ程急速に伸びるとはみられない。一方、輸出はマルク相場高騰を背景に本年末までは不安定な動きを示すとみられるが、明年には世界貿易の回復に加えマルク相場の上昇テンポ鈍化が予想されるところから、増加テンポがやや強まろう(実質GNPベース、78年 +4%→79年+6%)。

ハ. この間雇用面をみると、失業者数は景気回復に伴う雇用の拡大、外人労働者の減少等から79年中5万人程度の減少が見込まれるもの、なお高水準の失業が続くとみられる。

ニ. 一方、物価面では輸入物価および食料品価格の低下を背景に鎮静化傾向を強めており、78年中の生計費指数は年平均2.5%程度と昨年(同3.9%)をかなり下回る上昇率にとどまるとみられるが、明年については、郵便、受信料等公共料金の引上げやマルク相場変動による輸入物価引下げ効果の減退、付加価値税率の引上げ、景気回復に伴う通貨供給量の増大等から、上昇テンポは3.5%程度と本年見通しに比べやや加速しよう。

(2) 政策提言等

イ. 79年以降の景気の回復テンポは再び弱まる可能性も残されている。従って、政府としては公共投資の水準を維持することが必要であるが、この場合財政支出拡大を増税によってではなく、経常支出の削減や景気に中立的な補助金の抑制によってファイナンスしていく方針を明確に打出すべきである。

ロ. 物価は明年にかけてややあげ足を速めるとみられるが、インフレの危険を回避するため、ブンデスバウントは通貨供給量の圧縮に努めるべきであり、現在の10~11%の伸び率を79年末までに6~7%へ抑えることが望まれる。なお、この目標は歐州通貨制度の発足に伴い、ブンデスバウントが過大な介入義務を負わされることがない場合にのみ、達成可能であろう。

ハ. 現在の景気上昇を息の長いものにするためには、賃上げを巡る労使紛争を回避することが重要である。明年的賃上げは、中期的な生産性上昇率の見通しのみならず、それぞれの業界の労働需給を反映して決定されるべきものであるが、本年の賃上げ率から大きく乖離したものとはならないであろう。

西ドイツ5大経済研究所の共同経済見通し

(実質、前年比伸び率・%)

	1977 (実績)	1978 (予測)	1979 (予測)	上期	下期
G N P	2.6	3	4	4.5	3
個 人 消 費	3.1	3.5	3.5	4	3
政 府 消 費	1.0	3	2.5	2.5	2.5
固 定 資 本 形 成	4.1	4.5	5.5	6.5	4.5
うち機械・設備	7.7	5	6	5.5	6.5
建 物	1.7	4.5	5	6.5	3.5
在 庫 投 資(億マルク)	- 20	- 20	+ 25	+ 50	- 40
海外経常余剰(〃)	+ 3	- 9	- 5	+ 10	- 20
うち輸 出	3.9	4	6	6	5.5
輸 入	4.3	5	6.5	6	7
GNP デフレーター	3.6	4	3.5	3.5	3.5
個人消費デフレーター	3.8	2.5	3.5	3	4

(注) 民間5大経済研究所は以下のとおり。

Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung (Institut für Konjunkturforschung), Berlin
HWWA-Institut für Wirtschaftsforschung, Hamburg
Ifo-Institut für Wirtschaftsforschung, München
Institut für Weltwirtschaft an der Universität Kiel
Rheinisch-Westfälisches Institut für Wirtschaftsforschung, Essen

◇フランス銀行、預金準備率を引下げ

フランス銀行および国家信用理事会は10月12日、要求預金(ただし非居住者預金は対象外)残高に対する準備率を2%から4%に引上げ、10月21日から始まる準備預金計算期間から実施する旨決定した(本措置に伴う資金吸収額は約60億フラン)。

今次決定につきフランス銀行では、「本措置は、フランス相場堅調に伴う多額の外資流入を主因に、このところ短期金融市場が大幅な資金余剰となっている事態に対処したものであり、金融政策の基調変化を意味するものではない」旨説明している。

◇フランス、79年上期中の貸出準備率適用方針等を決定

1. フランス銀行および国家信用理事会は10月12日、79年上期中の貸出準備率の適用および金融機関の最低資本金につき方針を決定、銀行協会あてに通達した。

今次方針の概要は以下のとおり。

(1) 通常貸出準備率制度

準備率(0.5%)、適用対象範囲とも現行通り(51年10月号「要録」参照)。

(2) 貸出準備率高率適用制度

イ. 79年上期中の基準貸出わく

78年末の基準貸出わくをベース(=100)として、

79年1～6月(注)につき、対象金融機関グループ別および各月別に以下のとおり基準貸出わくを設定する。

	79年1月	2月	3月	4月	5月	6月
一般貸出						

第1グループ	97	97	98	98	99	100
第2グループ	98	99	100	101	102	103
第3グループ	100	100	101	102	103	104
短期輸出信用	101	102	104	105	106	107

ただし、第2・第3グループに属する金融機関のうち、高率適用制度対象貸出残高が78年6月末現在2億フラン以下の先に対しても、上記貸出わくを2ポイント拡大する。

(注) 基準貸出わくの設定期間は1977、78年は1年間であったが、今回は今後の経済情勢の変化に対応するため、6ヶ月間とされた。

ロ. 対象金融機関グループ別分類基準、対象外貸出の対象内線入率等の変更

(イ) 対象金融機関グループ別分類基準の変更等

- ① 第1グループの分類基準である本制度適用対象貸出総額の下限を80億フラン(78年6月末残高ベース)に引上げる(現行65億フラン、76年6月末残高ベース)。
- ② 中小金融機関のうち、78年末における総資産額が1億フラン未満で、68年末以前に国家信用理事会に登録し、かつ、貸出総額の10%以上の自己資本を有する金融機関は本制度の適用対象から除外する(注)。

(注) ただし当該中小金融機関の月末総資産残高が1億フラン以上となれば、その時点で直ちに基準貸出わく適用対象とする。なお本措置により本貸出準備率高率適用制度の適用を免除される金融機関数は約175、貸出全体に占めるウェイトは1～1.5%程度とみられている。

(ロ) 自己資本充実に伴う基準貸出わく上乗せ措置の拡充

79年以降自己資本増加額の1.5倍まで基準貸出わくの拡大を認める(現行制度では自己資本増加額と同額)。

(ハ) 対象外貸出の対象内貸出線入率の引上げ

78年末における現行貸出準備率制度の適用対象外貸出残高の20%相当額を79年以降、対象貸出額に算入する(78年については線入率は15%)。

(3) 金融機関の最低資本金

72年以来据置かれてきた金融機関の最低資本金額(注)を、79年12月末までに現行比2倍、82年12月末までに同3倍に引上げることとする。

(注) 現行の最低資本金額は業態により以下のとおり。

① 預金銀行(Banques de dépôts)および中長期信用銀行(Banques de crédit à long et moyen terme)……株式会社の形態をとるものは5百万フラン、その他のものは2百万フラン。ただし、店舗数が2ヶ店以下のものは各半額、また2管業年度連続3億フランを超える資産規模のものについては各2倍とする。

③ 専業銀行(Banques d'affaires)……株式会社の形態をとるもの20百万フラン、その他のものは10百万フラン。ただし、上記①と同様の半額減額ないしは倍額増額規程がある。

④ 金融業者……割賦金融会社、不動産金融会社およびリース会社で、株式会社あるいは有限会社の形態をとるものは2.5百万フラン、その他のものは1.25百万フランとする。債券仲買業者で株式会社または有限会社の形態をとるものは2百万フラン、その他のものは0.3百万フランとする。これ以外の金融業者については、株式会社または有限会社の形態をとるもの0.25百万フラン、その他のものは0.05百万フランとする。

2. 今次方針決定につきフランス銀行は、「79年の基準貸出わくは、マネーサプライの79年年間伸び率目標(注)(11%)が本年に比し1%ポイント引下げられたことを考慮して、ほぼ各月とも本年比1%ポイント下回る水準に設定した」と説明している。

(注) 今回発表された79年のマネーサプライ増加目標値+11%(78年の目標値は+12%)は、名目GDP成長率政府見通しの+12.9%を下回るものである。

これに対して市中金融機関筋では、「マネーサプライの目標値を設定している以上、貸出基準わく設定(Encadrement du Crédit)を79年も存続させることはやむを得ない措置であろう。また、現状程度の景気回復テンポを前提とすれば、今次基準わく設定により直ちに企業に対する資金供給にそごをきたすこともないと思われる」。(ソシエテ・ジェネラルほか)としている。なお、最低資本金額の引上げ措置については、「中小金融機関の経営環境が厳しさを増している折柄、これが新たな金融機関再編成の口火を切ることにつながる可能性もある」(アジェフィ紙)との見方が出されている。

◆ フランス政府、新中小企業対策を決定

フランス政府は10月18日、中小企業のてこ入れにより雇用機会の創出を図ることをねらいとした概要以下のような新中小企業対策を閣議決定した。

1. 経営指導等の拡充

1. 中小企業(例えば再建企業等)に対し、優秀な経営者を紹介し、その者に対し信用貸付を認めるための措置(後述)を講ずる。

ロ. 経営上のノウハウ、市場開拓等企業活動の全般にわたり必要な情報と助言を行うコンサルタント会社の設立に対し優遇措置を講ずる。

ハ. 政府、金融機関および業界団体により実施されて

いる、将来性ある有望中小企業の発掘およびこれに対する援助活動を強化する。

(2) 金融援助措置の拡大

- イ. 地方中小企業問題対策委員会(Comités Départementaux d'Examen des Problèmes de Financement des Entreprises、略称 CODEFI)を通じ実施されている経済社会開発基金(Fonds de Développement Economique et Social、略称 FDES)代理資付のうち、同委員会の独自の判断で決定しうる貸付額の上限を、これまでの一件当り20万フランから40万フラン(特例として50万フラン)に引き上げ、また同委員会に対し、貸出先中小企業に関する審査、査定事務を大幅に委譲する。
- ロ. フランス産業開発公社(Institut de Développement Industriel、略称 I.D.I.)の子会社は、優秀であると認めた経営者が中小企業(再建企業等)の経営に携わるにあたり特別の信用貸付を行うことができるものとする(当初貸付資金規模2千万フランを予定)。

◆英国、IMF借入の一部を期限前返済

1. 英国政府は10月30日、IMF借入の一部を期限前返済した旨発表した。今回返済されたのはリザーブ・トランシェ引出し分(598百万SDR)および77年1月に締結したスタンド・バイ取決め(52年2月号「要録」参照)の引出しの一部(156百万SDR)に当たる合計754百万SDR(10億ドル)である。これで本年に入ってからIMFに対しては約20億ドルが繰上げ返済されたことになり(2月号「要録」参照)、対IMF債務残高は2,484百万SDR(約34億ドル)となった。
2. 英国政府は、高水準の外貨準備を背景に、明年から1980年代前半にかけて集中する対外公的債務の返済時期(1978~84年間に公的対外借入の約80%の返済期限が到来)の到来を平準化するため、徐々に対外公的債務の繰上げ返済を進める方針であり、今回の措置もこの方針に沿って行われたものである。

◆英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利等を引き上げ

1. ロンドン手形交換所加盟大手4行のうちBarclays銀行は11月2日、貸出基準金利を1.5%、通知預金金利を2%それぞれ引き上げ、翌3日以降実施する旨発表した。これに追随してその他3行(National Westminster, Midland, Lloyds)は11月3日、両金利をBarclays銀行とそれぞれ同幅引き上げ6日以降実施する旨発表した。こ

の結果、大手4行の貸出基準金利および通知預金金利は次のとおりとなる(カッコ内は変更前)。

	貸出基準金利	通知預金金利	実施日
National Westminster	11.5%(10.0%)	8.5%(6.5%)	(11/6)
Barclays	" (")	9.0%(7.0%)	(11/3)
Midland	" (")	" (")	(11/6)
Lloyds	" (")	8.5%(6.5%)	(")

2. 今次引き上げ措置に関し、引き上げを先導したBarclays銀行では「米国金利の高騰に加え、国内的にも、大幅な引き上げ要求が相次いでいることから、インフレ再燃を防止するため英蘭銀行が一段と金融引き締めを強化するのではないかとの観測が強まり、このところ短期市場金利が急上昇している事情にかんがみとられたもの」とコメントしており、今次措置は従来のように最低貸出歩合(MLR)の変更に追随して行われたケースとはやや趣を異にしている。

◇イタリア、公的対外債務の一部期限前返済を実施

1. イタリア大蔵省は9月1日、同国の対EC借款のうち、1979年末までに返済期限の到来する下記欧州通貨協力基金からの中期借款、および共同体借款につき、期限前に返済する方針を発表していたが、上記中期借款に関しては、10月初までに全額返済が実行された(共同体借款についてはECと交渉中)。

(1) 欧州通貨協力基金からの中期借款(注1)

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 78年9月18日期限到来分(第3回返済分) |2,898億EUA(約3.5億ドル) |
| 78年12月18日期限到来分(最終返済分) |2,898億EUA(約3.5億ドル) |

(2) 共同体借款(注2)

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 79年12月1日期限到来分(第1回返済分) |3,73965億ドル |
|-----------------------|-----------------|

(注1) 1974年12月に借入(11.592億EUA<総額約14億ドル>)返済期限の本年3月および6月にすでに各2,898億EUA<各約3.5億ドル>ずつ返済済み。

(注2) 1976年4月に10億ドル、1977年5月に5億ドルを借入、10月末現在の借入残高は15億ドル。

なお、同国は7月にも西ドイツ・ブンデスバンクに対する金担保借款の最終返済分(10億ドル、8月号「要録」参照)の期限前返済を決定、実施した。

2. 今回の措置は、イタリアの国際収支が依然黒字基調にあり(総合収支は77年6月以降16か月間連続黒字)、外貨準備高(金・IMFポジションを含まず)も8月末に106.6億ドルと既往最高の水準に達したことを背景としてとられたものとみられている。

◇イタリア、1979年度予算案を発表

1. イタリア政府は9月30日、1979年度予算案(発生ベース、1~12月)を閣議決定した。その概要は以下のとおり。

(1) 予算案の概要

歳入が54.5兆リラと対前年度当初予算比+14.0%の伸びにとどまっている(78年度同+33.9%)一方、歳出は、南イタリア開発投資、公共事業拡大、道路公団(ANAS)援助等を中心に、93.1兆リラと、前年度当初予算比+54.1%と著増している(78年度同+28.0%)ことから、総合財政収支じり赤字は38.6兆リラと、前年度当初予算赤字(12.6兆リラ)比約3.1倍に拡大することが見込まれている。

また、公義の公共部門収支(総合財政収支じりに地方公共団体、社会保障保健機関、国営電力公社<ENEL>の収支じりを加えたもの)の赤字(現金ベース)も、以下の措置による赤字削減努力にもかかわらず37.62兆リラ(当初予想赤字43.72兆リラ、78年度赤字見込み、33.53兆リラ)が予想されている。

イ. 歳出抑制・歳入拡大(合計8.35兆リラ)

(1) 退職年金等社会保障関係支出削減

..... 2.4兆リラ

(2) 医療保険関係支出削減..... 1.5兆リラ

(3) 微税の強化..... 2兆リラ

ロ. 歳出拡大(合計2.25兆リラ)

(1) 構造不況業種に対する貸付..... 0.65兆リラ

(2) 港湾、水道等公共投資拡大..... 0.7兆リラ

(2) 本予算案につき、アンドレオッティ首相は、「本予算案における38.6兆リラの総合財政収支じり赤字は、GDPに占める財政赤字の比率を漸次低下させるという政府の方針にかなったものである」とコメントしている。

イタリアの1979年度予算案

(単位・兆リラ、△印は赤字)

	1978年度 (当初予算)	1979年度	前年度比 増加率・%
歳 入	47.8	54.5	14.0
歳 出(注)	60.4	93.1	54.1
総合財政収支じり	△12.6	△38.6	△

(注) 国鉄、郵便電信公社の赤字補てんに要する費用を含む。

2. 同時に発表された79年経済見通しの概要は以下のとおり。

(1) 79年経済見通し

イ. 実質GDP成長率は、設備投資の増加を主因に前

年比+4.0%と、78年見込み(同+2.0%)をかなり上回る見通し。

ロ. 物価は、賃金コストの低下、リラ相場の安定により落着き傾向を持続する見込み(GDPデフレーター、前年比+12.4%、78年度見込み、同+13.9%)。

ハ. 経常収支は、輸入が在庫投資の伸長に伴いかなりの伸び(前年比+9.0%、78年度見込み、同+3.0%)を示すものの、輸出の好調持続から3兆リラの黒字(78年度見込み、同4.4兆リラ)が見込まれる。

(2) 本経済見通しにつき、イタリア銀行では、「イタリア経済は、昨年第4四半期に底入れして以来、緩やかながらも回復基調にあり、明年の4%成長は決して不可能なものではない。ただし、本見通しは貨上げ率の低下を前提としたものであり、これが実現されなければ、民間設備投資の回復は期待し得ず、この意味で、本年末に行われる主要労組の労働協約改訂交渉は、成長目標達成の最大のかぎとなろう」と述べている。

イタリアの1979年経済見通し

	1978年 (見込み)	1979年
G D P(実質・前年比)	2.0%	4.0%
国内消費需要(〃)	1.8%	4.0%
固定資本形成(〃)	-1.8%	7.0%
GDPデフレーター(前年比)	13.9%	12.4%
経常収支黒字(IMF方式)	4.4兆リラ	3.0兆リラ
輸入(実質・前年比)	3.0%	9.0%
輸出(〃)	5.0%	4.5%

(注) 建設・公共事業を除く。

◇スイス中央銀行、スイス・フラン高騰対策を発表

1. スイス中央銀行は10月1日、最近のスイス・フラン高騰の同国経済への影響を緩和するため、政府ならびに銀行協会と協議のうえ、以下の諸措置を講ずる旨決定、発表した。同行のコミュニケーション要旨次のとおり。

(1) 市場介入の強化

イ. スイス中央銀行は、明らかに行過ぎたスイス・フラン相場を急速かつ継続的に引下げるため、米ドルおよび可能な限り非米ドル通貨への介入を強力に実施する。

ロ. スイス中央銀行は、介入強化に当り、外国中央銀行の支援および米国連邦準備制度との協調行動を期待する。

ハ. 介入強化の主な目的は、ドイツ・マルク相場を100ドイツ・マルク=80スイス・フラン以上に引上げることにある。西ドイツおよびスイス両国のイン

フレ率、通貨供給の伸び率にさほどの差がない状況下では、こうした目標設定には十分な根拠がある。

(2) 資本輸出の促進

- イ. 資本輸出の促進により市場における外国通貨への需要を増大させるため、従来スイス中央銀行での全額外貨交換を義務付けていた(50年1月号「要録」参照)スイス・フラン建外債発行代り金の引上げを市場でコンバートすることを認める(10月以降実施)。
- ロ. スイス中央銀行の許可を条件に認めているスイス・フラン建外債に対する非居住者の応募割合を35%から50%へ引上げる(10月以降実施、3月号「要録」参照)。

ハ. スイス中央銀行は大企業の外貨建流动資産保有を促進するための措置を検討する用意がある。

ニ. スイス中央銀行は、原材料等の輸入促進のため、金融面等からの措置を検討する用意がある。

(3) 流動性および金利政策

イ. スイス中央銀行は、現在の低金利政策を堅持する。市中銀行は先般輸出手形および商手の割引率を引下げたが、スイス中央銀行はさらに貸付金利も引下げられることを期待する(注)。

(注) なお、スイス中央銀行は先般輸出手業向け優遇策としての「輸出手形買取り制度」の10月以降の実施につき、スイス銀行協会加盟銀行の同意を得て、同制度の運用を次のように変更した。

本制度は1975年4月、スイス中央銀行、スイス銀行協会の申し合わせ(紳士協定)により発足、その後6ヶ月ごとに見直しを行なうこととなっている。

(1) 対象手形は、スイス・フラン建輸出手形、対象金融機関は、協会加盟銀行(従来どおり)。

(2) 上記手形の対象客買取りに際しての割引レート
単名手形……公定歩合+1.5%以下

(従来、公定歩合+2.5%以下)

複名 "	" +1.0%	"	+2.0% "
------	-------	---------	---	---------

(3) スイス中央銀行は、手形買取り銀行の資金繰りの必要に応じ、公定歩合-0.5%(本年2月以降、それ以前は、公定歩合-1%)の優遇レートで再割引に応ずる。ただし、手形の残存期間は、3ヶ月以内であることとされているが、10月以降1.5ヶ月以内のものについては、持込み銀行の手許繰りを問わず無条件に再割引に応ずることとする。

ロ. スイス中央銀行は、資本市場における低金利を維持するため、債券価格支持を強化するとともに、非居住者の債券取得規制を緩和する。すなわち、非居住者は従来株式、出資証券、組合持分権に限り、同保有証券を売却し、同時に同種証券を購入する場合にその購入代金の範囲内で債券取得を認められていた(6月号「要録」参照)が、今後は連邦債、社債等のほかスイス・フラン建外債を含むスイス国内債券の売却代り金を無制限に債券に再投資することが認められる。

ハ. スイス中央銀行は、不安定な為替相場が続く限り、低金利を維持するうえで必要な流動性を供給する。

(4) 為替リスク保証

輸出産業および観光業に対しては、先物為替について為替リスク保証を供与する。現在の保証措置は、織維、衣料および時計産業に对象が限定されている(51年11月号「要録」参照)が、新規措置は全輸出産業および観光業に適用されることになる。スイス中央銀行は、新規措置の細目につき市中銀行と早急に検討を進める。

2. 本措置に関し、スイス中央銀行では「今回の措置は、スイス・フランのドイツ・マルクに対するオーバー・シート是正がポイントである。本来は直接ドイツ・マルク買、スイス・フラン売のかたちで市場介入したいが、現在共同フロートとの関係でブンデスバンクがドイツ・マルク売操作を余儀なくされている状況下、やむなく他のEC諸国通貨に対する買介入を行っている。今後ブンデスバンクの支援を仰いでドイツ・マルクに対する直接介入をなんとか実現したい」とコメントしている。

◆オランダ銀行、公定歩合を引上げ

1. オランダ銀行は10月12日、基準割引歩合を1%引上げて6.5%とし、13日以降実施する旨発表した(担保貸付歩合<6.0→7.0%>、約束手形割引歩合<6.5→7.5%>もそれぞれ1%引上げ)。同行の公定歩合引上げは9月26日の1%引上げ(10月号「要録」参照)に次ぐものであり、今次措置により約2週間のうちに2%の大幅引上げが行われたことになる。

2. 今次措置は、オランダ・ギルダーが前回の公定歩合引上げ後も引き続き共同フロートの下限にはり付き、オランダ銀行が為替市場において大量のギルダー買介入を余儀なくされたことから採られたものとみられている。本措置に関しオランダ銀行では「今回の公定歩合引上げは、外国為替市場の緊張を背景とする金融市场金利上昇傾向にかんがみとられたもの」とコメントしている。

◆ベルギー中央銀行、外貨流出防止措置を決定

1. ベルギー中央銀行は10月11日、外国為替市場におけるベルギー・フラン売投機圧力の鎮静化を図ることをねらいとして、以下のようない金融引締め措置を決定した。

- (1) 債券担保貸付金利の引上げ(年利・%、カッコ内は旧レート、10月12日以降実施)

貸付限度わく内貸付適用金利……8.5(6.0)

貸付限度わく外高率適用金利……3ヶ月ものイン

ターバンク・レー
ト +0.5、ただし最
低8.5(6.25)

ただし再割引歩合(公定歩合)については据置き。

(2) 再割引限度わく二分化措置の復活(10月12日以降実施)。

各市中銀行に対する再割引限度わく(注1)をA・B両わくに分割する扱い(注2)を復活する。Aわくは従来の限度わくの75%とし、従来どおり6%の公定歩合で再割引に応ずるが、残りのBわくの割引については、8.5%の高率再割引歩合を適用する。

(注1) 手形再割引限度わくについては、51年3月号「要録」の(注)を参照。

(注2) 再割引限度わく二分化措置は、76年2月および7月の2度にわたって導入されたが、同年12月20日以降一本化されていた(51年3月号、8月号および52年1月号「要録」参照)。

(3) 市中金融機関に対する最低公債保有規制(注)の復活 大蔵省証券(期間1年以内)につき、最低限本年9月25日から30日までの平均保有残高を維持させることとする。

(注) 最低公債保有規制は、76年3月および7月に導入されたが、同年12月1日以降廃止されていた(52年1月号「要録」参照)。

(4) 対民間企業短期貸出規制の実施

78年第4四半期の短期貸出わくについては、78年7~9月の各月末残高平均比率+15%とする。ただし、輸出金融、建設業向け金融、住宅ローンその他の消費者金融は、同規制対象から除外する。

2. 今次措置につき、ベルギー中央銀行は次のようにコメントしている。

「今次措置は、外国為替市場において、最近、欧州通貨制度の創設前に現行フロート内通貨の調整は不可避との見方もあり、ベルギー・フランに対する売投機圧力が高まっていることに対抗するものであり、公定歩合を6%に据置いたことからもわかるように、国内金利全般の上昇を企図したものではなく、対民間企業貸出規制についても、その適用範囲は、外資流出に直接つながる貸出しに限定されている。ベルギー経済の現状にかんがみれば、こうした金利引上げが長期金利に波及することは望ましくなく、状況が変わり次第金利を元の水準に引下げるつもりである。」

◇スウェーデン、新内閣成立

スウェーデンでは10月13日、ウルステン自由党党首が新首相に選出され(注)、その後18日、新内閣(19名、うち女性6名)が成立した。今次内閣(自由党単独政権)は10月5日、原子力発電計画をめぐる政党間の対立から、フ

エルディン中央党党首を首班とする中道右派連立内閣(51年11月号「要録」参照)が総辞職したあとをうけて発足したものである。

主要閣僚は以下のとおり。

首 相	Ola Ullsten
蔵相兼経済相	Ingemar Mundebo
外 相	Has Blix
産 業 相	Erik Huss
貿 易 相	Hadar Cars
国 防 相	Lars de Geer

(注) 国会におけるウルステン新首相選出投票の結果は全349議席のうち賛成39票、反対66票、棄権215票、欠席29票であったが、反対票が全議席の過半数を占めなければ新首相は承認されるというスウェーデン憲法の規定により、異例の少数支持で新首相が誕生することとなった。

◇ノルウェー1979年度予算案を発表

1. ノルウェー政府は10月5日、1979年度(1~12月)予算案を議会に提出した。今次予算案は、同国の对外債務が累増している状況下、国内需要の抑制、コスト圧力の軽減による国際競争力の強化を通じて貿易収支の改善を図ることをねらった「緊縮予算」(クレッペ蔵相)であり、同時に、産業構造の改善、個別雇用対策にも重点を置いて内容となっている。本予算案の概要は以下のとおり。

歳出は歳出規模削減方針等に沿って、781億クローネと前年度当初予算比+7.9%の増加に抑えられている(78年度予算、77年度当初予算比+15.3%)一方、歳入は賃金・物価凍結措置(10月号「要録」参照)との関係から間接税の引上げが見送られたものの、直接税の引上げ(增收額27百万クローネ)等から618億クローネ、78年度当初予算比+8.4%の増加(78年度当初予算、同+23.1%増)が見込まれている。この結果、収支じりは、163億クローネの赤字と78年度当初予算(154億クローネの赤字)を若干上回る赤字となる見込みである。

ノルウェーの1979年度予算

(単位・億クローネ)

	1978 年度 (当初 予算)	前 年 度 当 初 予 算 比 (%)	1979 年度 (当初 予 算 比 (%)	前 年 度 当 初 予 算 比 (%)
歳 入	570	23.1	618	8.4
歳 出	724	15.3	781	7.9
総合収支じり	△ 154		△ 163	

2. 同時に発表された79年政府見通しによれば、79年の実質経済成長率(GDP)は1.8%と78年見込み(3.1%)に比し大幅に鈍化し、物価上昇率も78年見込み8%から79年には2%に低下すると見込まれている。

◇オーストリア、シリングの対ドイツ・マルク相場の切下げを決定

1. オーストリア大蔵省は10月16日、オーストリア中央銀行と協議のうえ、シリングの対ドイツ・マルク相場を約1%切下げた(1ドイツ・マルク当り、7.25シリング→7.33シリング)水準で市場操作する(注)旨発表した。

(注) オーストリアは、かつて厳格なドイツ・マルクpeg政策(ドイツ・マルクに対して、介入点上・下限点を設定)をとってきたが、国際収支基調の悪化等を背景に昨年12月に形式的にはドイツ・マルクpeg政策を放棄した。しかしながら、その後も彈力的為替相場政策への移行という建前は維持しつつ、実際にはシリングの取引所仲値(対ドイツ・マルク)を一定の目標相場に極力安定させよう市場運営を行っている。

2. 本措置に関し、オーストリア中央銀行は、「本措置はスネーク内におけるドイツ・マルク切上げ調整(別項「要録」参照)により、オーストリア・シリングが西ドイツ以外の他のスネーク参加国通貨に対し、事実上切上げのかたちとなるので、オーストリアの輸出産業の国際競争力を確保するためとされたものである」とコメントしている。

◇スペイン、1979年度予算案を発表

スペイン政府は10月17日、1979年度(1~12月)予算案を発表した。歳入は15,780億ペセタと前年度(実績見込み)比15.9%とかなりの伸びとなったが、歳出が防衛費、教育・科学費、公共事業費等を中心に17,320億ペセタと前年度(同)比20.9%の大幅増加となったため、収支じりは1,540億ペセタの赤字と前年度の赤字幅(710億ペセタ)を大きく上回る形となっている。

スペインの1979年度予算案

(単位・10億ペセタ)

	1978年度	1979年度	前年度比 増加率
歳 入	1,362	1,578	15.9%
歳 出	1,433	1,732	20.9%
収 支 じ り	△ 71	△ 154	—

◇ギリシャ、インフレ対策を発表

ギリシャ政府は10月9日、概要以下のようなインフレ対策を発表した。同国政府では本措置の実施により、現在12%の高水準にあるインフレ率(注)を漸次低下させ、1981年には7%にしたいとしている(政府目標、79年11%、80年9%、81年7%)。

- (1) 1979年の経済成長率(実質)目標を4%とする(78年目標、同5%)。
- (2) 79年の政府投資支出を前年比10%程度削減する。

(3) 公共料金(電気、水道、運賃等)を現行水準で当分の間凍結する。

(4) 賃金上昇率抑制のためガイド・ラインを設定する(賃金上昇率上限、79年12%、80年10%、81年8%)。

(5) 79年のマネーサプライ(M_1)増加率を年間13%に抑制する(M_1 、77年平均、16.9%→78年7月の前年同月比23.0%)。

(注) 消費者物価の推移は次のとおり(前年<同期、同月>比%)。

1975年	1976年	1977年	1978年 I	II	7月	8月
13.4	13.3	12.2	13.3	13.4	12.3	12.0

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、市中貸出規制に関する規程を制定

韓国銀行は9月1日、韓国銀行法に基づき(注1)、「金融機関の市中貸出管理規程」を制定、今後継続的に市中貸出を規制する旨発表した。同行はこれまで必要と認められる場合市中銀行の貸出を規制してきたが(注2)、今回の措置により市中貸出規制を恒常的な金融調節手段とすることを明らかにしたもの。

同規程の主要内容は次のとおり。

1. 韓国銀行総裁は、通貨金融の現状ならびに見通しを勘案したうえで、月別または四半期別に金融機関の市中貸出限度を管理しなければならない。
2. 韓国銀行総裁が政策的に支援する理由があると認定する貸出先に対する与信については、貸出限度管理対象から除外することができる。

(注1) 韓国銀行法第66条……通貨の膨張が特に著しい場合、金融通貨運営委員会は銀行の貸出ならびに投資の最高限度を規制する。

同第97条……通貨量と物価の変動的変動に対応するため、韓国銀行は本法で与えられた統制手段のうち金融通貨運営委員会が最も適当と認定した手段を使用することができる。その手段には次の権限が含まれる。

第6項 一定期間内における金融機関の種類別貸出最高限度および種類別投資最高限度の規制。貸出(全体または種類別)および投資(同)の増加率の規制。

(注2) 60年代前半では、市中貸出規制等の直接的な統制手段が金融調節の主流であったが、65年9月の「金利現実化措置」(政策的に低水準に抑えていた市中金融機関の金利を大幅に引き上げ資金調達を強化した措置)の実施とともに市中貸出規制は中止された。その後昨年5月から、マネーサプライの急増抑制策の一環として再び実施されてきた。

◇韓国、外貨預金に対する支払準備率を引下げ

韓国銀行は、為銀の外貨預金に対する支払準備率を、要求払預金については15→7%、貯蓄性預金については10→5%に引下げる旨決定、9月8日から実施した。

これは、金融引締めによってタイト化した金融機関の資金繰りを部分的に緩和するとともに、頃来の外貨借入

金利の低下に伴い、支払準備率の対象となる外貨預金の取入れが相対的に割高となったのを是正するねらいもあってとられたものとみられている。

なお、外貨預金に対する支払準備率は、1968年10月以降現行水準のまま据置かれていた。

◇韓国、本年上半期のG N Pを発表

韓国銀行がこのほど発表したところによれば、韓国の本年上半期(1~6月)の実質G N P(暫定)は、前年同期比+16.6%と、前年上半期の実績(同+8.6%)および本年年間目標(前年比10~11%)を大幅に上回る高い伸びとなつた。これは、農林水産業が遠洋漁業の不振を主因に前年同期比+1.9%と伸び悩んだものの、製造業が内外需の好調を映し重化学工業を中心に前年同期比+19.3%と好伸したほか、社会間接資本部門も、民間建設および電力等公共部門の活況から前年同期比+31.2%と著増をみたことによるもの。

韓国の国民総生産(実質ベース)

(前年または前年同期比増減(△)率・%)

		1976年	1977年 (暫定)	1978年 上半期	第1四半期	第2四半期
G	総額	15.5	10.3	16.6	15.8	17.3
N	農林水産業	8.9	3.1	1.9	△5.1	7.0
P	鉱工業	25.4	11.2	19.2	19.2	19.2
N	うち製造業	26.1	11.2	19.3	19.4	19.2
P	(軽工業)	(23.6)	(7.3)	(12.6)	(12.4)	(12.7)
P	(重化学工業)	(30.0)	(17.1)	(28.6)	(29.2)	(28.0)
G	社会間接資本	14.3	22.8	31.2	25.7	35.3
N	その他	10.6	8.5	10.3	11.9	8.9
G	個人消費支出	7.0	6.1	8.8	8.3	9.3
N	政府の財貨・サービス 経常賠入	11.2	9.3	21.1	21.6	20.6
N	総投資	14.7	23.4	72.2	106.7	62.2
E	うち国内総固定資本形成	15.9	24.8	42.9	48.1	40.0
E	財貨・サービスの輸出 (控除)	43.2	25.8	18.5	21.9	15.7
E	財貨・サービスの輸入	29.7	29.9	29.9	34.7	26.3

(注) 1970年不变価格による。

◇韓国、市中銀行に対する商手再割限度等を引上げ

韓国銀行は、金融引締めの下で、このところ金融市場が一段と逼迫化、輸出業者の原料手当にも問題を生ずるなど企業の資金繰窮屈化が目立ち始めたことから、市中銀行に対する商手再割引および主要原材料輸入手形担保貸出の最高限度引上げを次のとおり決定、10月21日より実施した。

商業手形…優良適格企業手形 市中銀行の手形割引総

額の70→80%
一般適格企業手形 市中銀行の手形割引総額の50→60%
主要原材料輸入手形…市中銀行の手形貸付総額の60→70%

◇香港の中国系銀行、元建預金利引上げ

香港の中国系銀行(中国銀行香港支店を含む13行)は10月16日、香港地場金利の上昇をながめて人民元建定期預金利の引上げを実施した(引上げ幅0.75~1%)。新預金利は次のとおり(単位・%、カッコ内は旧金利)。

3ヶ月もの	4.0 (3.0)
6ヶ月〃	4.75 (4.0)
1年〃	6.0 (5.0)
2年〃	6.5 (5.5)
3年〃	7.0 (6.0)

◇香港、預貸金利引上げ

香港の英系2行(香港上海、チャータード)は10月26日、貸出プライム・レートを1.25%引上げ7.25%とする旨発表、10月30日から実施した。これは、最近の不動産ブーム等の景気過熱傾向や香港ドル相場の下落に対処するため金利の引上げが必要との政府側の意向を受入れた結果とみられている。

一方、これに伴い為替銀行協会(Exchange Banks' Association)は、預貸金利を1%の幅で引上げる旨決定、同じく10月30日から実施した。

今回の預貸金利引上げは、5、7月に続く本年3回目の措置。

新預貸金利は次のとおり(年利・%、カッコ内は旧金利)。

普通預金	3.5 (2.5)
通知預金	3.5 (2.5)
定期預金	
3ヶ月もの	3.5 (2.5)
6ヶ月もの	4.25 (3.25)
12ヶ月もの	5.75 (4.75)

◇シンガポール、ディーゼルエンジンの共同工業化計画を断念

シンガポール政府は9月30日、わが国が総額10億ドルの資金協力を約束している ASEAN共同工業化5プロジェクト(注)の一つで、同国が担当する予定であったディーゼルエンジン・プラント計画の共同工業化を断念、単独で実施する旨発表した。

(注) 77年3月、クアラルンプールで開催の ASEAN 経済閣僚会議において、域内分業推進の見地から加盟各國が共同出資で1国1プロジェクト(シンガポールのディーゼルエンジンの他は、マレーシア、インドネシアの尿素肥料、フィリピンの過磷酸肥料、タイのソーダ灰)を担当することに決定。

今回の決定は、共同工業化プロジェクトとしてのシンガポールのディーゼルエンジン・プラント建設計画に対し、インドネシアが自国工場(スラバヤ所在、現在180馬力以下の小型機種生産)拡張計画との競合を避けるため、機種を500馬力以上の大型のものに限るよう要請、両国の調整が難航している一方、域内最大の市場であるタイが本年8月エンジンの国産化に踏切ったなどの事情に対処したもので、共同プロジェクト推進の難しさを示したものと受け止められている。

◇フィリピン、短期外貨貸付規制を一部緩和

フィリピン中央銀行は9月14日、短期外貨貸付に対する規制(従来すべて要許可)を輸出企業向けに限り一部緩和する旨新たに通達した。

(1) 中銀の事前許可を要しない貸付

イ. 国内銀行の外貨預金制度(Foreign Currency Deposit Units)に基づく貸付(当該銀行内の外貨定期預金を担保とする貸付)のうち、中銀認定の輸出企業または輸出奨励法に基づく認可企業に対し、輸出前の経常的な外貨支払い(原材料、部品等の輸入決済)のために行う短期外貨資金貸付(期間360日以内)。

ロ. オフショア・バンキング制度に基づく外国商業銀行の貸付のうち中銀認定の輸出企業または輸出奨励法認可企業に対し、輸出前の経常的な支払い(原料、部品等の輸入決済)のために行う短期外貨資金貸付。

(2) 中銀の事前認可を必要とする貸付

上記(1)以外の目的、金融機関による貸付

今回の決定は、同国の輸出が更年後伸び悩んでいることから、輸出振興に資することをねらったものとみられている。

◇インド、保有金売却入札を中止

インド政府は10月26日、本年5月5日から続けていたインド準備銀行保有金の売却入札(6月号「要録」参照)を中止する旨発表した。これまで、売却入札は14回、合計12.9トン、売却総額は108百万ドルに達しているが、最終回(10/26)の売却価格は311～355ドル/トロイオンスと、第1回(5/5)売却価格227～242ドル/トロイオンスに比べ42.0%高、国際価格(10/26、ロンドン相場234ドル/トロイオンス)に比べ42.3%高であった。

今回の入札中止措置は、保有金売却のねらいが国際価

格に比べ高水準であったインドの国内金価格(保有金売却実施前国際価格比+55.9%)を抑制することにあったにもかかわらず、保有金売却の回を重ねるごとに金価格が上昇し国際価格との差も縮小しなかつたため、金売却政策を見直すためとられたもの。

◇豪州、賃金インデクセーションの一部を変更

豪州連邦労働調停仲裁委員会は9月14日、同国の賃金インデクセーションの実施方式について、従来の四半期ごとの賃上げを、年2回の賃上げに改めるなど一部手直しする旨決定した。新方式の概要は以下のとおり。

- (1) インデクセーションは、6大都市の消費者物価指数に基づいて年2回調整する(従来、年4回)。
- (2) 裁定は4月および10月に行う(従来は2月、5月、8月、11月)。
- (3) 賃上げは1～3月期および7～9月期の消費者物価指数発表後の15日から実施(従来は裁定時)。
- (4) 消費者物価上昇率が1%未満の場合は、当該半期には調整を行わず、次の期に繰越し、次期の上昇率と合わせて1%以上になった場合に調整を行う。
- (5) 生産性上昇分については年1回考慮する(ただし、79年10月までは見送り)。

同国では75年5月以降四半期ごとの賃金インデクセーションを実施してきたが、政府、経営者側が従来から年4回の賃上げは結果として高率の賃上げにつながると不満を強めていた。このため、仲裁委員会が物価の落着きをも考慮し、年2回の賃上げ方式に切替えることとしたもの。

◇豪州、大型の円資金調達計画を発表

豪州大蔵省は10月5日、外貨調達計画の一環として、わが国の金融・資本市場から総額約1,300億円の円資金を調達する旨発表した。内訳は次のとおり。

(1) シンジケート・ローン(10月17日調印)

総額	400億円
償還期間	10年
金利	年7.1%
主幹事行	日長銀

(2) シンジケート・ローン(10月20日調印)

総額	400億円
償還期間	20年
金利	年7.6%
主幹事行	三菱信託銀行

(3) 円建債発行(12月発行予定)

総額	約500億円
----	--------

償還期間 5～10年

金 利 未定

引受会社 主幹事 野村証券

今回の決定は、同国の国際収支が経常収支の赤字拡

大、民間資本の流入伸び悩みから大幅な赤字を免れない見通しにあるため、これに対処する目的で行われたものとみられる。なお、今回の約1,500億円にのぼる一括円資金調達は本邦では既往最大のもの。